

# 河合町議会会議録

令和元年 9月20日 開会

河合町議会

## 令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

### 第4号（9月20日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○出席説明員	2
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第40号、議案第48号、議案第51号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第54号、議案第55号の委員長報告、討論、採決	13
○議案第41号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第53号の委員長報告、討論、採決	20
○認定第1号から認定第9号の委員長報告、討論、採決	26
○同意第12号の上程、質疑、討論、採決	37
○同意第13号の上程、質疑、討論、採決	37
○議員発議第2号の上程、説明、討論、採決	38
○議会運営委員会の閉会中の継続調査	42
○閉会の宣告	42
○署名議員	43

令和元年9月20日（金曜日）

（第4号）

## 令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第4号）

令和元年9月20日（金）午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第40号 令和元年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第48号 河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第51号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 5 議案第43号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 6 議案第44号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第54号 河合町下水道条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第55号 河合町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第41号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第45号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第46号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第49号 河合町立認定こども園条例の制定について
- 日程第14 議案第53号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 認定第 1号 平成30年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 19 認定第 5 号 平成 30 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 30 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 平成 30 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 8 号 平成 30 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 9 号 平成 30 年度河合町水道事業会計決算認定について
- 日程第 24 同意第 12 号 固定資産評価委員の選任について
- 日程第 25 同意第 13 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 26 議員発議第 2 号 大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について
- 日程第 27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

---

#### 出席議員（13名）

1 番	森 光 祐 介	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	西 村 潔
13 番	谷 本 昌 弘		

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長 清 原 和 人 副 町 長 田 中 敏 彦

教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	木 村 光 弘	ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩
教 育 部 長	上 村 欣 也	企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長	浮 島 龍 幸	福 祉 部 次 長	杉 本 正 範
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅
安 心 安 全 推 進 課 長	上 村 学	総 務 課 長	小 野 雄 一 郎
財 政 課 長	上 村 卓 也	住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史
社 会 福 祉 課 長	浦 達 三	高 齢 福 祉 課 長	松 村 豊 範
保 健 セ ン タ ー 課 長	小 山 寿 子	特 命 担 当 課 長	梅 野 修 治
住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸	環 境 衛 生 課 長	佐 藤 桂 三
特 命 担 当 課 長	井 筒 匠	ま ち づ く り 推 進 課 長	中 島 照 仁
教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人	生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中 野 典 昭		

---

#### 会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） こんにちは。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第2回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

---

◎委員長報告

○議長（杵本光清） 本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より報告願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本委員長。

○13番（谷本昌弘） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、初日に追加されました同意第12号、13号の2同意、議員発議第2号、議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査を一括上程し、さきに上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

報告は総務常任委員会、厚生常任委員会、経済建設常任委員会、決算審査特別委員会からの各委員長より発表していただきます。

以上、報告終わります。

○議長（杵本光清） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎議案第40号、議案第48号、議案第51号の委員長報告、討論、採  
決

○議長（杵本光清） 日程第1、議案第40号、日程第2、議案第48号、日程第3、議案第51号を総務常任委員会に付託しておりますので、西村 潔総務常任委員長より報告を求めます。

○12番（西村 潔） 議長。

○議長（杵本光清） 西村委員長。

○12番（西村 潔） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において当委員会に付託されました議案第40号、第48号、第51号について、9月9日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第40号 令和元年度河合町一般会計補正予算については理事者より説明を受けました。

歳入一括、歳出は款ごとに審議を行いました。

歳出では、総務費、街再生事業費の河合ふるさとの日「冬」について、内容、屋内行事の実施、街再生事業補助金の返還、事業目的や効果検証と公表についての質疑がありました。赤田池公園のイベントを中心に、馬見丘陵公園のイベントとの協賛、公園でのイベントを昼間に行うなど、実行委員会で検討していくとの答弁がございました。また、補助金は事業後に精算が行われ、人口減の中で、河合町へ戻ってきてもらうことを目的としており、その効果の検証は実行委員会で行い、数値が整えば公表するとの答弁がございました。

民生費、社会福祉総務費では、認定事務のシステムの改修費用、稼働時期についての質疑があり、消費増税に伴う改修で国が定めた基準額に従っていること、10月の消費増税までに稼働するとの答弁がありました。また、児童福祉施設費では、認定こども園整備費にある業務委託の開始時期について質疑があり、建物引き渡しの12月から3月の4カ月間の費用であるとの答弁がありました。

農林商工費、商工振興費では、産直市の子供向けイベントの内容、目的、事後検証について質疑があり、詳細は打ち合わせ中であるとのことで、縁日形式のイベントを考えている、もともと町内の栽培された野菜を販売するイベントであったが、和歌山県すさみ町の実産物販売や福祉団体の参加など、地域交流の面が大きくなったためであること、毎回、アンケート調査を行い検証しているとの答弁がありました。



土木費、住宅管理費では、長寿命化計画の内容と期待される成果及び発注方法の質疑があり、町営住宅の役割検証と耐震性能確認を行うもので、住宅全体の老朽化対策の促進が期待でき、入札により発注するとの答弁があり、その他、公共施設総合管理計画との整合性、建物の検査の必要性や廃止についての質疑がなされ、それぞれ答弁がなされました。

教育費では、無償化にかかわる費用負担割合、町外幼稚園に通っている人数についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

債務負担行為では、通園バスと給食調理で期間が違う理由、業務の質の確保、物価上昇した場合の対応、運営体制について先進地事例の参考など質疑がなされ、近隣自治体を調査したところ、給食は人材確保のため5年の長期になっており、契約期間中に不都合な事例があれば契約解除する項目も入れること、契約期間中は金額の変更は考えておらず、先進地事例を検討するとの答弁がございました。

歳入では、幼児教育無償化に係る国庫負担金及び国庫補助金には返還が生じるかどうかの質疑があり、精算を行い、翌年度の対応となるとの答弁がございました。

審議の結果、賛成少数で、否決することに決しました。

次に、議案第48号 河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、質疑を行いました。

外部監査の流れ、監査報告書の公表とその実効性などについての質疑がありました。

監査請求内容が外部監査に妥当か内部監査委員が判断し、外部監査契約の締結、議会の議決を経て監査が実施され、監査の報告書は監査委員、町長、議会に提出、報告書の効果検証を検討するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第51号 河合町税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、質疑いたしました。

新たに加えられた単身児童扶養者の税控除、軽自動車税の変更による税収の影響などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（杵本光清） 議案第40号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論をします。

○議長（杵本光清） はい、どうぞ。

○10番（馬場千恵子） それでは、議案第40号について、河合町の一般会計補正予算について、反対討論をしたいと思います。

今回の補正予算の中で最も議論が集中したのは、認定こども園の通園バス運行委託、そして、認定こども園の給食調理の委託の債務負担行為についてだったと思います。

通園バスの運行委託は令和2年から4年までの3年契約、給食の調理の委託は令和2年から令和6年までの5年契約としています。

給食の調理委託については、河合第一小学校の調理業務も既に委託となっています。町は、人材の確保及び2004年の学校給食における食中毒の苦い経験から委託業務で進めたいという説明も受けました。しかし、このときの食中毒は調理業務が原因のものではないことが後でわかりました。あたかも調理が原因であるかのような説明をするのはよくないのではないのでしょうか。河合町の未来を担う子供たちの給食は委託ではなく、自前の職員で行うべきです。調理員の人事管理や調理委員会などの改善を行い、町職員での運営をすべきです。

委託業務については、毎年を検証の結果でよくないときは委託をやめるという町の考えも示されています。どのような検証をするのか、また、検証の結果よくないというのは、具体的にどのようなものなのかも曖昧で、委託をやめることにはならないと思われまます。食中毒などの事故がない限り、契約を見直すとは思われません。まして、第一小学校の調理委託業務のように、調理が困難になったときのための代行業者を準備する方法をとるのなら委託をやめる、そんな約束はないに等しいのではないと言わざるを得ません。

第一小学校が委託している名阪食品は以前に食中毒の事故を起こしています。第一小学校の調理委託も契約を見直すべきです。

衛生管理においても、人材確保についても、委託業務がすぐれていて安全であるという確証はありません。町として責任を持って運営をすべきだということを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 反対、賛成。

○11番（岡田康則） 反対。

○3番（梅野美智代） 賛成です。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 賛成意見を述べます。

今回の一般会計の補正予算については、こども園開園に伴う特に重要な内容が含まれているため、私は賛成しました。

委託業務につきましても、安心・安全を最優先に最善の方法を考えていただいたことだと思いますし、何よりもこども園の開園を楽しみにしておられるお母さんたちが心配されておられます。そういった住民の方々の声も踏まえて、私は賛成したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対をさせていただきます。

今回の予算書の中で、この債務負担行為、日本一のこども園ということですからごくアピールされておるんですけども、こども園に関する通園バス、それからこども園の給食調理委託、どちらも委託なんですけれども、私自身はやはり安全性の担保というのをいかなものかなと思います。指定管理者というふうな方向もありますので、企業に責任を持って、ちゃんとやっていただけるという企業にお任せしてやっていくのがいかなものかなと思います。そんなふうにやっていただきたいと思いますので、反対といたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 私は、さきの総務常任委員会では、河合町一般会計補正予算について、認定こども園の委託業務に係る債務負担行為の関係で、河合町には業者の選定方法や委託料、さらには開始後の事業内容の検証といったことが全くなかったもので、反対の立場をとりました。

しかし、昨日の一般質問の中で、清原町長から認定こども園の事業運営に関し、毎年、経費削減や利用者の満足度の検証を行い、検証結果を住民に公表するとともに、基準に満たない場合は1年であっても業者との契約解除を行って、新たな業者選定を行い、さらなる質の向上と経費削減に努めていくとの前向きな答弁がありました。

今回は10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化は重要な施策であることから、やむを得ず反対の立場から賛成の立場をとりたいと考えます。

なお、理事者側におかれましては、きのう答弁されたことは厳守していただくとともに、職員には常に経営感覚とコスト意識を持って業務を進めていただくとともに、町長には経営者としての経営能力を磨いていただき、認定こども園の開園までには少しでも委託料が減るように努力を続けていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） 賛成、反対。

○4番（佐藤利治） 賛成。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 私は認定こども園開園につきまして、当初のスケジュールからもかなりおこなっている状況の中で、それを万全を期すためにも、我が町としても、よそもそうですけれども、初めてのことで失敗は許されない。そういう意味でも、余裕を持ったそういう開園までのスケジュールというものをやっぱり考えた上で、賛成したいと思っております。

原点には私が思うのは、どこの子、どの地域の子供さん、全て平等にやっぱりそういう幼児教育を受ける権利があると思います。その子たちが将来の、大きくなって河合町を支えていく。そういう意味でも早くやっぱり準備にかからないと、やっぱりこれは大変なことになるのではないかなと思います。全て平等に教育を受ける。

もう既に、ちょっと余談になりますけれども、他地域では副食費を見るとか、補助するとか、そういう話も出ている昨今でございます。全て準備が終わった段階で、我が町でもそういうことも考えられるのであれば、進めていくという考えを私自身も持っておりますので、何とか今回賛成して、スムーズに進めてまいりたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論します。

こども園に関しては、厚生常任委員会でも設置条例が可決になっております。また、先日ですかね、こども園の説明会、中央公民館でありました。あの公民館いっぱいになるぐらい父兄の方来ておられました。その中で、通園バスについて意見を出されていたという記憶もあります。実際、このこども園、要は債務負担行為自体はこの4月から開園するに当たり、これは事務的な、負担行為の事務的処理でも、今これを私は賛成しないと、時間的に非常に

開園に向けて支障が出るということを思っております。

実際、説明会の中でもたくさん父兄が来られていました。その中で、いろんな思い、持たれてた意見も私、その中で聞きました。やっぱりそういう父兄の方々の、そしてまた、将来を担う子供たちがすくすく育って、河合町でまたいい大人になって、河合町を支えていってほしいなという思いがあります。やっぱり環境もそうですし、西穴闇河合保育所、実際もう築何十年もたっていますので、やっぱりああいう環境で育てるというのは非常に好ましくないと私は思っていますので、そういう意味において、私はぜひともこれを賛成したいと思えます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。  
（「はい」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 反対討論ですか。  
（「賛成」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 賛成討論。  
西村議員、反対討論ですか。

○12番（西村 潔） 賛成。

○議長（杵本光清） 賛成討論。では、西村議員から。

○12番（西村 潔） 新しい事業を行う上で、自前か委託かという論理で物を考えるかどうかということなんです。それで、アウトソーシングをするという考え方は、従来から行政もそういう形でやってきておるわけです。だから、これからは専門性をやはり得る。自前でやるということは一からやるということですから、この2つの題目を、通園バスと、例えば、給食調理委託については、調理については、やはり私は委託することで、外部の人材、外部のノウハウを得て、それを管理者である行政がきっちりと見守っていくと。

ところが、これをもし自前でやったとしたときに、業務の改善、業務の遂行がどこまでできるかといういろいろな問題が出てくるかもしれませんね。そうしますと、全て委託をやめて、いろんなことを自前でやるということはまず不可能だと思いますね。特にこの運営については実際は行政がやるわけですから、例えば、通園バスそのもののノウハウを行政が一体どこまで持っているかいうことは疑問であると思います。また、調理についてもそうです。

そういう意味からすると、今後は外部委託という考え方、指定をすることもあると思えますけれども、そういうことをきっちりとやっぱり管理者として選択をするということを与え

られている、権利だと思いますね。だから、そういう意味では、これをやはり債務負担行為でもって、こういう形でやっていくという、見守りをきっちりしていただいて、遂行していただきたいと思いますので、賛成したいと思っています。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 賛成討論いたします。

認定こども園に関しましては、中山議員と同意見でございます。省略します。

土木費、住宅費について町営住宅の長寿命化計画で、この補正予算で計880万円の予算措置が組まれています。国・県から440万、一般財源から440万、880万の計画になっております。この町営住宅のあり方については、将来の総合管理計画を早急にやるべきと判断しており、貴重な財源であります440万、一般財源から使うこともありますので、まず、職員の方がみずから考えていただき、外部委託に策定をお願いして、より今後町営住宅を、総合管理計画を早期に立てるようによろしくをお願いします。そういう意味で、この補正予算は賛成させていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論でさせていただきます。

認定こども園に関する今回の通園バス、それから給食調理の委託についてはと、それから、そのやり方としての債務負担行為としての予算化、この件につきましてはやはり子供たちの安全、それから安心の確保、そしてまた予算算定根拠の不十分さなど、この間の論議でもやはり感じております。同時に債務の固定化にもなるという点で、今後の町の行財政運営のあり方にもやはり影響を与えてくるものと考えております。そういう点で、債務負担行為のこの項につきましては、一般会計補正予算全体の中の一つでもあります。議案第40号については反対をさせていただきたいと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成の討論とさせていただきます。

私のちょっと経歴的なところをお話しさせていただきますと、あるグループ会社で新規事

業の立ち上げを専門に2年ほどちょっとさせていただきまして、さまざまな事業を立ち上げさせていただいております。その際に上司である取締役は、百のことを百机上で考えてもそのとおりはならない。考えなくちゃいけないのは、実際に事業を起こした後、その後検証して、修正をしていく。現場の職員の方と、社員の方々といろいろコミュニケーションをとって、しっかりと修正をしていきながら、いい形に持っていく。そういったことが大切なんだと、最初に私着任のときに上司に教えられました。

現在、討論されている内容というのは、非常に重要なことだとは私自身認識しておりますが、設置条例も決まらない状況の中で、余りにも内容に関して精査していても、実際に開園という形になりまして、さまざまな修正点というは当然出てくることだと考えます。大事なこととしましては、ある一定レベルのクオリティーを求め、それを精査し、その状況の中で実際にオープンした後、しっかりと検証をした上で修正をしていく、そういったことが大切ではないかと、私自身訴えてまいりました。

昨日、町長より中山議員の一般質問に対しての答弁がございました。1年ずつ見直していく、そして、チェックをしっかりと怠ることなく、他の事業においてもしっかりとその部分重視して行っていくと、しっかりとした言葉で承りました。そういったところを踏まえて、私としては当初、反対すべきではないかと考えておりましたが、賛成という形で、認定ごども園、その他事業に対してもしっかりと前向きにスタートしていく、そういったところを賛同していきたいと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、否決です。

したがって、原案について採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席してください。

よって、議案第40号 令和元年度河合町一般会計補正予算については、可決されました。

議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第48号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第48号 河合町外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第51号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第51号 河合町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第54号、議案第

55号の委員長報告、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第4、議案第42号、日程第5、議案第43号、日程第6、議案第44号、



日程第7、議案第54号、日程第8、議案第55号を経済建設常任委員会に付託しておりますので、馬場千恵子経済建設常任委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、経済建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第42号、第43号、第44号、第54号、第55号について、9月9日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、議案第42号 令和元年度河合町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

回収組合奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に支払う分担金、回収可能な金額と件数、貸し付け内容について質疑があり、分担金は109万1,000円、残債権は28件で8,206万7,990円、その内訳は新築16件、改修2件、宅地取得10件との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第43号 令和元年度河合町水道事業会計補正予算について、これについて理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

今、減額となった理由について質疑があり、消費税及び地方消費税の9月申告において、今年度の支払い見込みができたため、不用額として減額するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第44号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出一括で審議を行いました。

水洗便所の100%普及を目指しているのか、平成27年度より貸し付けがないこと、普及促進のための助成額増額の必要性について質疑がありました。目標は100%を掲げていて、貸付制度があれば普及率向上につながり、助成額増額は、それによる効果が見込めるか、なぜ利用がないのか調査を行い、制度の存続、廃止も含めて検討するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

続きまして、議案第54号 河合町下水道条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

今回、排水設備指定工事店指定更新手数料が改定されるが、指定手数料の見直しを考えているか、手数料改定の町内業者への案内について質疑があり、指定手数料は近隣団体手数料

の中間なので改定はせず、業者への案内は行わないとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第55号 河合町下水道事業給水条例の一部改正について、これについては理事者より説明を受け、質疑を行いました。

水道登録業者は下水道と同じか、更新予定業者数について質疑があり、下水道とは別の業者であり、これまで更新制度がなく、業者実態把握のため法改正で制度ができたとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杵本光清） 議案第42号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、これまでのいわば回収組合にお任せ状態での、前年度の予算に対する決算を受けた今年度予算の補正となっております。その中でも、今回の補正予算の中でも、今後の方向性等やっぱり見えていない状況と考えますので、そういう点で今回の補正についても反対をさせていただきたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第42号 令和元年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第43号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第43号 令和元年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○2番(常盤繁範) 議長。

○議長(杵本光清) 常盤議員は賛成。

○2番(常盤繁範) いいえ。

○議長(杵本光清) 反対。

常盤議員。

○2番(常盤繁範) 第44号議案に関して反対の意見を述べさせていただきます。

続きましての54号に関連する形として、私としては、上水道の部署である方にちょっと確認したいことがありまして、付託されている経済建設委員会において発言させていただいた内容がございます。その件に関して、私そのときは賛成させていただきましたが、質問を途中で打ち切らせていただきまして、そういったこともありまして、今回、この場で反対の意思表示をさせていただき、私の申し上げたいことを述べさせていただきたいと考えております。

まず、この水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算において、私としてちょっと確認したいことがございました。昨年度、この貸し付けの事業について、トイレの改造を考えていらっしゃる方が業者の方と打ち合わせをしている際に、他の市町村もこの事業を行っているんですけれども、こういった貸し付けの事業がありますよと。役場のほうに行って話を聞いてくるといいという形で、紹介をいただいたみたいなんです。紹介をいただいたその町民

の方は町の担当部署の受付のほうで、この貸付事業について説明を受けたいんです。しかしながら、非常にその手続の内容等、説明等も複雑な説明をされて、結局のところこの貸し付けのほうを利用することをしなかったんです。申請を行わなかったんです。

現状において、この貸付事業については、直接その利用を考えたい、事業に申請したいと考えている方は、直接町の窓口のほうにお伺いするという事案はほぼないです。事業者を通じて紹介をいただいて、それから窓口のほうに、どういうことなんですか、どういう内容ですかという形でいらっしゃることがほぼ、ほとんどなんです。そういう状況において、私としましては、その窓口において丁寧な説明がなされているのか、また、事業者さんとの連携がとれているのか、そういったものを踏まえて、付託されている委員会において質問を何度かさせていただきました。

しかしながら、その際に担当のお答えいただいた職員の方においては、私としては、当然事業者の組合というのはるか前に下水道の組合、上水道の組合というのは一つにまとまったことを前提として質問させていただいているにもかかわらず、この議案のとおり……、申しわけございません。その際には、54号議案になったんですけれども、下水道の議案に対してのもので、水道事業者の組合さんとは連絡調整できているんですかという形の質問をさせていただいた際に、下水道の組合はございませんと、こういった形でご答弁いただいたんです。私としましては、当然それは理解した上での質問であったわけです。しかしながら、その答弁者はまたそのような形で質問を戻すような形、その前に関連の質問をしておりますので、当然ご理解していただいている上での質問でありましたが、私としましては、揚げ足を取られているのかなど、そういった形の印象を受けまして、質問をそれ以後打ち切らせていただきました。

また、その答弁者の方は決算審議においても、下水道事業特別会計の質疑において、私以外の他の議員さんにおいて、下水道管の長寿命化計画事業、そういったものに対しての質問に対して、長寿命化の達成年数を確認したい、そういった形の委員さんの質問に対して、まずは平成24年度より西大和のエリア35キロ、達成率10.42%、今現状でそういった形で進捗しておりますと、まずはご答弁いただきました。それに対して再質問で、後何年を見込んでいるんでしょうかという質問をされました。しかしながら、その委員さんの質問に対して回答された内容は、年580メートル実施しております。ですから、果てしない時間がかかりますと、このように答弁されたんです。何年なんですかという質問に対して、後はご自分で計算してくださいといった印象とも受け取りかねない。果てしない時間がかかりますと。数字

としては出ていますから、後はご自分で計算してくださいと受け取られかねない。こういった答弁を行っているんです。

私としましては、その方を個人攻撃するつもりはございません。現状において、その専門性においていろいろ、当然その専門用語、それを町民の方に説明するにおいて、かみ砕くというのは非常に難しいことだとは存じております。また、町の役場ですと、その部署がいろいろなことを管掌して、いろいろなことの事業の窓口をしている。そういったことは存じております。

しかしながら、例えばなんですけれども、この水洗便所の改造、そういったことを町民の方が一生のうちどれだけのことで申請されますでしょうか。私、47歳になりますが、いまだかつて申請をしたことはございません。これは一生に1回あるかないかなんですよ。そういう状況で、事業者から紹介を受け、そこから担当である町の受付の方に説明を聞きに行く。そういった際に、よくわからない説明、複雑であると判断されるような形の案内の仕方を、もしかして他の部署の方もしてしまっているのではないかと、そういった意味を含めて、現在この町役場、出張所も含めて、受け付け業務されているその部署においては、担当する職員さんにおいては毎日の受け付け業務の一つであるかもしれません。しかしながら、町民によっては一生に1回あるかないか、そういった形の相談なんです。そういったところも踏まえて、しっかりと受け付け業務考えていただきたい。

例えばなんですけれども、だからといって、懇切丁寧に説明してもわからない状況もあると思います。しかしながら、例えばなんですけれども、こういった貸付事業、余り担当すること最近はございません。ですから説明が不十分かもしれませんし、わかりにくいところもあるかもしれませんが、どうかご了承くださいねと、最初に言葉を添えるだけでも、もしかすると、この貸付事業を受けようと思った方もお話をしっかりと聞く形になったのではないかと、そのように考えます。

私としては、本来であればこの議案に対して、この言葉を述べさせていただくのは不適切かもしれません。そういった形であれば後ほどお叱りを受けます。しかしながら、他の受付、窓口業務の方々も含めて、そういったところ少し再考していただきたいと、そういう意味も含めまして反対討論とさせていただきます。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

この事業につきましては、前年度も実績ゼロという中での今回繰り越し処理としての補正予算となっております。そういう点では、今年度予算の際にもいわばこの事業が前進させるためにどうするのかを含めた、もしくは見直すのか、こういう新たな事業改善の方向もない中での単なる補正ということになります。そういう点では、今回の補正予算については反対とさせていただきますと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第44号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第44号 令和元年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第54号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第54号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第54号 河合町下水道条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第55号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

これより、議案第55号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第55号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 全員であります。

着席願います。

よって、議案第55号 河合町水道事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第41号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第49号、議案第53号の委員長報告、討論、採決

○議長(杵本光清) 日程第9、議案第41号、日程第10、議案第45号、日程第11、議案第46号、日程第12、議案47号、日程第13、議案第49号、日程第14、議案第53号を厚生常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸厚生常任委員長より報告を求めます。

○9番(大西孝幸) はい。

○議長(杵本光清) 大西委員長。

○9番(大西孝幸) それでは、厚生常任委員会の結果を報告いたします。

去る9月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第41号、第45号、第47号、第49号、第53号について9月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第41号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳入で、保険税の減額が大きいことから、当初見積額について質疑があり、答弁がされました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第45号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

歳出では、基金積立金の内訳について質疑があり、次年度保険料の軽減に充てるもので、前年度からの繰越金と余剰金であるとの答弁がありました。

歳入では、第1号被保険者保険料の特別徴収について質疑があり、年金から天引きされる保険料との答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第46号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第49号 河合町立認定こども園条例の制定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

定数や職員の種別の表記、並行して策定される規則について質疑があり、定数等は規則に表記され、規則は現在策定作業中であるとの答弁がありました。また、規則の策定予定はいつか、定員の確認や障害のある子供対応の規定、条文の表記について質疑があり、規則は遅くとも10月までに策定し、定員は199名でその1.2倍までは流動的に対応できること、学校教育法に基づいた対応が行われるとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第53号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

第3条にある無償化は期限はないのかとの質疑があり、国の施策が変わらない限り続くととの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告、終わります。

○議長（杵本光清） 議案第41号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。



○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論を行います。

今回の補正予算は前年度繰越金約7,400万をいわば財源補填と、それから基金の積み上げという形で処理するのかなと思います。今回、今、今年度国保会計、そのものが当初予算から持っているいわば住民負担の軽減やサービス向上でなく、県単位化への動きをそのまま進める予算の補正であるという点から、この件については反対をしたいと思います。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 反対させていただきます。

前年度のときの議会において、国民健康保険、8回を10回にさせていただくということで、非常に地域の方々喜んでおられます。本当に真剣に私たち……、私の周りというのはやはりシルバー世代の方が非常に多くございます。その中で、やはり10回というのは非常に負担が少なくなるということで喜んでおられますので、ちょっと報告させていただきます。

それで、ここに先ほど坂本議員が言われましたように、国民健康保険財政調整基金とあります。調整を一度していただいて、この10月からやっぱり消費税も上がりますので、調整をしていただいて、少し、たくさんとは言いません。少しでもやはり住みよい町というところで、国民健康保険税が安くなればいいのかと、こう思います。そのことを前向きにお考えいただきたいと思います。今回は私は反対といたします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第41号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第41号 令和元年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございません

か。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、前年度決算で約9,000万円余りの繰り越しが出ていることの処理も含めております。そういう点では、本年も繰り越しをやりながらも、今回の、今、介護保険の、当初予算の中からではありますけれども、国が進める制度の改悪のもとで、新たな改善方向を出さない単なる補正ということでもなっております。そういう点では、やはりそのあり方について反対をしたいと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第45号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第45号 令和元年度河合町介護保険特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについても、反対討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度そのものは広域連合として行っている事業ではあります。しかし、もともとの制度上の問題として、高齢者だけを別枠として行う保険制度である。それと同時に、普通徴収の方々の滞納者へのペナルティーなども大変厳しい状況もあります。そういう制度を持つ根本的な改善がなされないということで、当初予算の中でも問題が指摘をされてきましたが、やはり今回もそのあたりについて何ら見直しがされない中での補正ということにな

りますので、この補正予算には反対したいと思います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論します。

この後期高齢者の今回の補正については、本来全て歳入については、広域連合に納付するという形の補正だと聞いております。よって、この補正の、今回の補正に関しては何ら問題ないと思いますので、賛成します。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第46号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第46号 令和元年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第47号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議案第47号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについて、反対討論を行いたいと思います。

今回の幼保連携型の認定こども園、そのあり方そのものについては就学前の教育のあり方としても、また財政問題や、そして今回の予算や財政の面でもいわば問題を残したままというふうに考えております。そういう点では、今回の開園を前提としての条例制定については反対をしたいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第49号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第49号 河合町立認定こども園条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、議案第53号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

議案第53号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、議案第53号 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時40分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

---

#### ◎認定第1号から認定第9号の委員長報告、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第15、認定第1号、日程第16、認定第2号、日程第17、認定第3号、日程第18、認定4号、日程第19、認定第5号、日程第20、認定第6号、日程第21、認定第7号、日程第22、認定第8号、日程第23、認定第9号を決算審査特別委員会に付託しておりますので、馬場千恵子決算審査特別委員長より報告を求めます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場委員長。

○10番（馬場千恵子） それでは、決算審査特別委員会のご報告させていただきます。

去る9月6日の本会議において当委員会に付託されました認定第1号から第9号までの9認定について、9月12日と13日に委員会を開催しましたので、その結果並びに主な内容についてご報告いたします。

まず、認定第1号 平成30年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、平成30年度主要な施策の成果に基づき概要の説明を受け、歳出から款項別に審議を行い、歳入は一括で審議をいたしました。

最初に公債費の内訳、一時借入金の額、財産収入の内訳、繰入金の内容、監査委員の意見にあった税徴収率向上の工夫とその成果などの質疑があり、税の徴収では昨年度より下回っている分野に対して個別徴収を行っていて、今後も監査委員の意見を重視していくことなど、

それぞれ答弁がありました。

歳出の議会費では、共済費と委託料の増加について質疑があり、議員年金は廃止されているが、今年度に支給される議員の年金分の負担であること、議事録作成量の増加で外部委託が増えたためと答弁がありました。

総務費では、ふるさと納税の民間ホームページ、納税状況、協力企業についての質疑があり、「さとふる」というホームページの利用費、380件の納税があり、東京都、大阪府、奈良県、神奈川県、愛知県からが多いこと、町内の農業生産者、飲食料など9社であることなど答弁がありました。また、巡回ワゴン運行に対する評価については、現行ルートでの通年運行が初めての年度であったが利用者は微増していること、自治会支援の内容については、防犯、防災、青色パトロール、防災土養成講座、防災倉庫設置などを行っているとの答弁がありました。その他、一般管理費の報酬委託料の内訳、諸費の償還金利子及び割引料、街再生事業の成果につき質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

次に、民生費では、地域福祉施設費の地域福祉事業費、老人福祉費の負担金と歳出基準について質疑があり、心の交流センターで障害者及び高齢者を対象にしたデイサービス事業と、西和7町で構成する一部事務組合三室園への負担金で、均等割20%、人口割50%、財政割30%との答弁がありました。また、老人憩いの家及び福祉センター運営費について質疑があり、それぞれ答弁がありました。そのほか、障害者福祉年金給付事業の執行率が低い理由については、非課税世帯のみの対象であることが原因であると答弁があり、子ども・子育て支援事業計画、認定こども園工事費の執行内容及び保育所運営費について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、衛生費では、王寺周辺広域休日応急診療施設組合等へのかかわり、健康増進事業の内容について質疑があり、休日や深夜など診療に対応するため負担金を支出し、がん検診を充実させたとの答弁がありました。

また、清掃費では、賃金、委託料、内容について質疑があり、賃金は事務担当の臨時職員分、委託料は清掃総務費、総務費ではごみ袋の作成、資源ごみ再生処理、塵芥処理費では焼却施設点検、粗大ごみ破碎業務が主なものであると答弁がありました。

次に、農林商工費では、ため池、ハザードマップの活用について質疑があり、防災重点のため池の中で池部コガモ池のハザードマップ作成と耐震性調査を行い、完了すれば公表を考えているとの答弁がありました。

次に、土木費では、道路整備費の長寿命化修繕計画は終了しているか、修繕は順次進める

かの質疑があり、計画は策定され、今後修繕計画を作成するとの答弁がありました。また、都市計画道路見直し検討業務の内容について質疑があり、都市計画道路は6路線で、天理・王寺線など3路線は継続し、残り3路線は代替路線があるので廃止との予定であると答弁がありました。住宅費関係では、当初予算にあった補助金について質疑があり、町営住宅への風呂釜設置補助金であったが、お風呂が設置されていない住宅がないことから減額補正を行ったとの答弁がありました。

次に、消防費では、消防施設の各節で当初予算額との差異があること、節間の流用について記載が必要ではないかとの質疑があり、事務執行上、目の中での事項間で流動的に予算の施行を行い、決算書は規則で定められている様式を使用しているとの答弁がありました。また、災害対策費の執行費が低いこと、災害備品の保管状況と非常時の対応について質疑があり、災害備品については予算額どおり執行しているが、ブロック塀撤去補助の申請が10件に対し1件しかなかったため、災害備品は役場の防災倉庫で保管していて、災害時には職員が運搬しているとの答弁がありました。その他、消防団員費、共済費、工事請負費の内容について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

次に、教育費では、学校支援キャリア教育事業の内容について質疑があり、小中学校の児童、生徒、教師に対して、外部講師を招いての講習を行っており、全ての小中学校で行われ、要望があれば継続していくとの答弁がありました。また、教育支援委員会の内容、高等学校進学支度資金給付の判定基準や周知の方法については、心身等に障害の有する児童、生徒の就学適正化を図るもので、委員会は年2回開催されていて、委員は校医、教師等14名で構成され、世帯収入で判断して、4月に広報及びホームページで周知しているとの答弁がありました。その他、扶助費の内容については、要保護・準要保護児童就学奨励事業、特別支援教育就学奨励事業の内容について答弁がされ、学校図書については購入費の増額と、配置図書数は基準を満たしているかとの質疑について、それぞれ答弁がありました。

文化財保護費では、史跡大塚山古墳群買い上げ事業の見通し、委託料について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

歳入については一括審議を行い、町税の内訳と滞納繰越交付税の推移、使用料についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。また、財産に関する調書における増減、ふるさと創生基金など各基金の目的、内容等について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

続きまして、認定第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、歳入では保険者努力支援分、一般被保険者第三者納付とは何かとの質疑があり、国民健康保険の安定化のために市町村が行う収納向上の取り組みを点数化して交付する交付金、交通事故などで立てかえた保険料が原因者の保険から納付されたものと答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第3号 平成30年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出をそれぞれ一括で審議を行い、不納欠損についての質疑には、回収組合において回収不能と判断された債権であるとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、一般管理費の公課費、下水道維持費の委託料、負担金について質疑があり、公課費は消費税分、委託料は下水道施設管理や下水道台帳整備などで、負担金は広域下水道の処理料との答弁がありました。そのほかに、下水道普及費の内容、長寿命化計画の耐震化事業などの質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、認定第6号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第7号 平成30年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、計画策定委員会費、また、地域密着型介護サービス給付について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

審議の結果、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第8号 平成30年度後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について、歳入歳出それぞれ一括で審議を行い、全員賛成で認定することに決しました。

次に、認定第9号 平成30年度河合町水道事業会計決算認定についてです。

収入支出それぞれ一括で審議を行いました。

収入では、企業債が減額となった理由、高い利率の公的資金の借りかえについて質疑がな



され、事業費の精査で減額になり、公的資金の借りかえには、一旦全額償還の上、違約金が発生するため行っていないとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

以上、当委員会に付託されました認定第1号から認定第9号までの審議結果及び主な内容についての報告を終わります。

○議長（杵本光清） 認定第1号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論をいたします。

去る5月、臨時議会、30年度補正予算7,000万円を基金から取り崩し、補正予算を計上されましたが、5月出納閉鎖後、不使用となりましたことを報告がありました。予算執行に精度を上げていただき、施策を進めていただきたいと思います。今回も法令上認められているとの理由で流用する点が多々ありました。また、不用額も大きく、改める点が多々あります。来年度予算に向けて今回の決算認定は反対させていただきます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

昨年度の実績として、個別の分野それぞれ努力がありながらも、やはり予算全体として、さまざま国の制度の改悪も影響ありますが、その枠内での予算と、それから執行という面がやっぱりあると思います。同時に財源確保の問題であったり、それから、財政改善に向けての具体化という点でもまだまだ不十分さが見られます。やっぱり住民の福祉の向上にその役割を発揮する、そういう点では前町長のもとでの予算でありますけれども、認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 賛成の立場なんですけれども、要望として一言。

まず、この決算書、縦書きをやめて横書きにまずやってください。

それと、何か歳入のほうなんですけれども、あくまでこれ、歳出ありきの歳入予算つくっている。だから、税において、結局補正で減額している。これは初めにつくるときに、何でこれだけとれるんですか。普通で考えて根拠ないでしょう。人口減っている。固定資産税は3年に1回の評価がえ、絶対に下がるんですわ。せやのに上げている。ほな、歳出ありきの歳入予算、それで途中で補正かまして、減額して帳尻合わせている。これ、賛成……、もう結果やから賛成するんですけれども、こういうちょっと姑息な手は使わないでください。不細工です、これは。

それと、特別委員会で出ていなかったですけれども、河合町の旅費、いわゆる出張旅費の扱い方、これは町外ですか。県外は何か手当出すような形になってはいますけれども、そういうことはしないでください。王寺町の向こうの柏原に行っても出張手当出る。県外やから。でも、五條市、これ出ないでしょう。これ、やっぱり河合町の役場から半径例えば40キロとか、それを超えるところは出す、そういうふうに。だから、この決算書を見ると、旅費が使われているところと使われていないところ、極端なんです。これ、何でか言うたら、マイカーで行っているからですわ。一度調べて、マイカーで行っていると、やっぱり事故したとき、これは町の責任になりますから。賛成は賛成ですけれども、その辺改めてください。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結します。

これより、認定第1号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第1号 平成30年度河合町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

今回の国保の会計につきましても、やはり県単位化という国やそれから県が進めていく、その方針に沿った予算と遂行となっております。年度内でもその方向が変わるということでもなかったという点からも、大きなところの意味でも、この決算については認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第2号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第2号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、認定第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、認定第3号 平成30年度河合町生活資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

決算審査特別委員会では、この案につきましては賛成をさせていただきましたが、その後改めて検討した中で、この回収組合お任せ状態での事業としての課題、それを継続したままでの予算、そして執行ということで、その結果、改善されていない内容を含めてやはり認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第4号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第4号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

決算審査特別委員会では、この案件については賛成をさせていただきましたが、その後改めてやはり検討をして、この会計の中でのああいっただ業務のあり方、また、全体としての今後の方向性など、やはり明確でない中で執行されているというふうに思い、この件についてもやはり認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第5号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第5号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第5号 平成30年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論をさせていただきます。

この決算審査特別委員会では賛成をしましたが、改めて検討して、やっぱり毎年この事業のあり方が問われておりながら、また同時に実績としても効果も上がっていない。そういう中での予算執行であるという点で認定しがたく、反対したいと思います。

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第6号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第6号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論をさせていただきます。

決算特別委員会ではこの件について賛成をしましたが、その後改めて検討して、やはりこの予算そのものが、全体としては国の制度改悪をそのまま進めていることを前提にしたものとなっており、この間指摘された問題点もその中で改善をしていくということにはなっていないということで、その執行については認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第7号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、認定第7号 平成30年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件について決算審査特別委員会では賛成をしましたが、その後改めて検討して、これが県の広域連合として進めている事業ではありますけれども、やはり制度としての問題を含み、同時に保険料徴収などは町もその事業の一翼を担っている課題でもあります。そういう点では、それを支えてきた予算として問題点を指摘されてきたわけですが、その改善のところがやっぱり見えないということも含めて、その執行として認定しがたく、反対したいと思います。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第8号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第8号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第9号について、討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(杵本光清) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 反対討論をさせていただきます。

決算審査特別委員会では賛成をしましたが、その後改めて検討して、この予算そのものが県が進めていく水道事業の、広域化へ進めていくということを前提にした予算ともやはりなっております。そういう点では問題点も指摘されてきたところでもありますが、その執行について認定しがたく、反対をしたいと思います。

○議長(杵本光清) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長(杵本光清) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第9号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定です。

認定第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杵本光清) 多数であります。

着席願います。

よって、認定第9号 平成30年度河合町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎同意第12号の上程、質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第24、同意第12号 固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

本案は、田中敏彦副町長の一身上に関する事案でありますので、退場を願います。

（副町長 田中敏彦 退場）

○議長（杵本光清） これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、同意第12号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、同意第12号 固定資産評価委員選任については、同意することに決定いたしました。

田中副町長入場願います。

（副町長 田中敏彦 入場）

---

◎同意第13号の上程、質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第25、同意第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）



○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、同意第13号の採決を行います。

本案に同意することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 多数であります。

着席願います。

よって、同意第13号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議員発議第2号の上程、説明、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第26、議員発議第2号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり所定の賛成者があります。

提出者の常盤繁範議員の説明を求めます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、提出者として説明させていただきます。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について提出させていただきます。

内容については、会議規則第13条の規定に基づき提出させていただきます。

まず、意見書の中身について、後ほど読み上げさせていただきますが、ちょっと若干説明させていただきます。よろしく願います。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書について。

近年、梅雨前線による豪雨や台風により、全国的に甚大な被害が発生しております。

平成29年10月の台風21号、平成30年7月の豪雨では、一部観測所で最高水位の観測後、計測不能となり、大和川流域の市・町で溢水及び内水により被害が発生し、床上・床下浸水が

発生しました。たび重なる浸水被害による住民生活への影響は深刻で、浸水被害の解消は市・町はもちろん、国・県の重要な課題であり、大和川流域の治水事業の促進が必要不可欠であることから、王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で構成される大和川改修促進期成同盟会では、大和川上流域の治水事業の促進を毎年国・県に強く要望されている状況であります。

地域の安全、住民の生命と財産を守り、住みよい街を目指すためにも、大和川流域治水事業の早期実現に向け、議会からも地方自治法第99条に基づく意見書を国・県に提出するものです。

これに関しまして、議員において、全員協議会において、内容に関してある程度悶々と検討させていただきました。その際には、この2市6町で構成される大和川改修促進期成同盟会、これだけでは足りないのではないかと、上流域の市町村に対してもこれを促していく、こういったことも含めて強く要望することも大切ではないかと、そういった意見もございました。しかしながら、まずはこの2市6町でスクラムを組んで、しっかりとした要望を出していく。こういったことをまず行うべきと考えまして、今回、提出に至っております。

では、意見書の内容を読み上げさせていただきます。

まず、県に対する意見書になります。

大和川流域における治水事業の促進を求める意見書。

近年、地球温暖化に伴う気候変動が激化し、平成30年7月豪雨や平成29年台風21号など、全国的に局地的な豪雨が多発し、降雨量が観測史上最大となるなど、激しい気象現象が頻発して、河川の氾濫、護岸の崩壊、山沿いでは崖崩れの多発で、甚大なる被害が発生しております。

平成29年の台風21号の豪雨では、計画高水位を超える水位に達したことから、弱小堤防の強化、疎通能力の不足箇所解消、内水対策に加え、流域住民の生命・財産を守る溢水対策の改修事業の促進が必要となっております。

県におかれては、平成29年の台風21号の被害を鑑み、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、新たな「ためる対策」として、県と市町村の連携により、必要な貯留施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」の推進をはじめ、今後ますます流域の関係者による一体的な取組が不可欠になると考えています。

従いまして、本事業を強力に推進するため、予算確保や補助制度の充実を図るとともに、大和川改修事業予算の大幅な増額措置をさらに継続してもらえるように、国に対してより一

層の財政援助を働きかけていただくようお願いします。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進だけでなく、大和川の水質改善、景観対策など美しい水環境の実現に努力されております。

今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、次世代に負担を残さない、災害に強い安全な国土を造り上げるためには、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

以上のような事情をご高察いただき、大和川流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望します。

令和元年9月20日。

北葛城郡河合町議会。

続きまして、国に対しての意見書を読み上げさせていただきます。

大和川上流域における治水事業の促進を求める意見書。

近年、梅雨前線に伴う豪雨や台風等により、全国的に甚大な災害が頻発しています。

平成30年7月豪雨では、西日本から東海地方を中心に広い範囲で大雨が続き、場所によっては、7月の月降水量平年値の2倍から4倍となる大雨となり、7月5日から8日にかけては、西日本付近に停滞した梅雨前線に向けて、多量の水蒸気が流れ込み続けるとともに、局地的に線状降水帯が形成されたことによる大雨により、広島県で115人、岡山県で66人の方が亡くなりました。

奈良県におきましても、7月5日から6日の夜にかけ、大和川流域で最大1時間降水量約31mmを記録し、内水による家屋浸水などの被害が発生し、1人が亡くなっています。

平成29年10月の台風21号では、大阪府柏原地点において、12時間雨量155mmを記録し、この雨による出水で、大和川は奈良県藤井水位観測所において、観測史上最高の10.16mの水位を観測後計測不能となり、奈良県王寺水位観測所においても、観測史上最高の8.14mの水位を観測し、水位は堤防の天端付近まで上昇し、奈良県立野南地点では溢水による洪水の被害が生じるとともに、流域全体では、内水によるものも含め家屋の一部損壊、床上浸水が発生しました。

国土交通省におかれては、平成29年度補正、平成30年度補正、令和元年度当初予算を確保され、緊急的に河道掘削、樹木伐採などの河川改修事業や斑鳩町の三代川地区、目安地区、

川西町の保田地区、唐院地区、安堵町の窪田地区の合計約110万㎡の大和川中流遊水地事業を進め、治水安全度向上に尽力いただいているところです。

また、奈良県におかれても、昨年5月より新たな「ためる対策」として、内水による家屋の床上・床下浸水被害の解消のため、県と市町村が連携し、必要な貯水施設等を適地に整備する「奈良県平成緊急内水対策事業」を進めていただいています。

度重なる河川の増水等による浸水被害は、地域に暮らす人々の生活に及ぼす影響はまさに深刻で計り知れないものがあり、浸水被害の解消は極めて重要な国の施策課題であります。

王寺町、三郷町、天理市、斑鳩町、安堵町、川西町、河合町、大和郡山市の2市6町で組織する大和川改修促進期成同盟会では、毎年、地域の保全と住民の生命・財産を守り、安全で豊かな地域づくりのため、治水事業の促進をはじめ、美しい水環境の実現や貴重な親水空間の利活用の促進に努力されております。

大和川流域は、奈良県の人口の約9割にあたる130万人が居住し、政治・経済の中核施設を多数抱える大変重要な地域であり、これら土地利用の高度化に伴う流出形態の変化に対する治水施設の安全度は、相対的に低下しつつあり、頻発する災害はますます多様化し、激甚の度を加えて来ております。

大和川は、奈良盆地の水を一同に集水し、県境の亀の瀬峡谷を経て大阪平野へと流れていますが、大和川上流部は、亀の瀬地区の狭窄部により大和川がせき止められ、急激な水位上昇と内水浸水を起こす特徴があります。

今日の財政をとりまく情勢は誠に厳しいものがありますが、国民の安全と安心を確保することは、国の基本的な責務であり、治水事業を含めた公共事業の推進が必要不可欠であります。

以上のような事情をご高察いただき、大和川上流域における治水事業の促進につきまして特段のご配慮を賜りますよう強く要望します。

令和元年9月20日。

奈良県北葛城郡河合町議会。

以上、意見書を述べさせていただきました。

○議長（杵本光清） 討論を省略して採決いたします。

議員発議第2号に賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杵本光清） 全員であります。

着席願います。

よって、議員発議第2号 大和川流域における治水事業の促進を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（杵本光清） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、令和元年第3回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 大 西 孝 幸